

(看護) 小規模多機能型居宅介護整備運営候補事業者応募申込書
(第 8 期整備分)

町 田 市 長 様

年 月 日

(応募者) 法人の主たる事務所の所在地

法人名 (ふりがな)

代表者氏名 (ふりがな)

標記の件について、別紙の書類を添えて応募いたします。

なお、応募書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

担当者連絡先

(ふりがな) 担当者氏名		所属 (役職)	_____ ()
連絡先	住所	〒		
	電話		
	FAX		
	メール		
緊急連絡先			

提出書類一覧表

	提出書類	様式	提出欄	事業者 創設型	事業者 改修型	オ-ナ-創設型			オ-ナ-改修型			確認欄 (市使用)
						事業者	所有者		事業者	所有者		
							法人	個人		法人	個人	
	1 応募申込書	様式1		○	○	○			○			
	2 提出書類一覧表	様式2		○	○	○			○			
A 事業者の 概要	3 整備事業計画概要	様式3		○	○	○	○		○	○		
	4 事業者の定款、寄附行為等及びその登記簿謄本(原本)			○	○	○	○		○	○		
	5 収支予算書			○	○	○	○		○	○		
	6 決算報告書(直近3年間の決算書)			○	○	○	○		○	○		
	7 指導検査結果通知書及び改善報告書の写し(直近2か年分)			○	○	○			○			
オ- ナー が個人 の場合	8 履歴書 ※家族(法定相続人)の内容を入れてください							○			○	
	9 既存の借入金リスト							○			○	
	10 確定申告書(写し)							○			○	
	11 固定資産の課税証明書(所有するもの全て・直近のもの)(原本)							○			○	
B 事業計画	12 開設提案書	様式4		○	○	○			○			
	13 オナーの事業参入理由書						○	○		○	○	
	14 開設までのスケジュール(設計、施工、職員採用、研修等)	様式5		○	○	○	○	○	○	○	○	
	15 近隣同意書又は説明状況(隣接住民への周知・説明状況) ※説明を行った住宅がわかるよう地図を添付すること。	様式6		○	○	○			○			
	16 第三者評価の写し(直近2か年分)			○	○	○			○			
	17 誓約書	様式7		○	○	○			○			
C 資金計画	18 収支見込シミュレーション	様式8 (法人用)(オ-ナー用)		○	○	○	○	○	○	○	○	
	19 事業費按分表	様式9		○	○		○	○		○	○	
	20 工事見積書			○	○		○	○		○	○	
	21 税金の未納がないことを証する書面(原本) ※事業者及びオ-ナーが法人の場合は納税証明書その3の3を提出すること。 ※オ-ナーが個人の場合は納税証明書その3の2を提出すること。			○	○	○	○	○	○	○	○	
D 土地・ 建物関係	22 公図(原本)(用地の公図) ※3月以内であること			○	○		○	○		○	○	
	23 土地登記簿謄本(原本) ※3月以内であること			○	○		○	○		○	○	
	24 建物登記簿謄本(原本) ※3月以内であること				○					○	○	
	25 土地売買(賃貸借)契約書又は確約書(写し) ※自己所有の場合は不要			○			○	○				
	26 建物売買(賃貸借)契約書又は確約書(写し) ※自己所有の場合は不要				○	○				○	○	
	27 各室面積表			○	○		○	○		○	○	
	28 図面(配置図、平面図、立面図)			○	○		○	○		○	○	
	29 周辺地図(案内図)			○	○		○	○		○	○	
	30 土地・建物の概況写真(計画地の現況写真)(カラー)			○	○		○	○		○	○	
	31 土地災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の解除をすることを証明する書類(該当がある場合のみ)			○	○	○			○			
	32 施設建設計画 事前チェックリスト	様式10		○	○	○			○			

※ No.6、7、16は降順とすること。

小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護 整備事業計画概要

※ □欄のあるものは、該当する項目を■に塗りつぶすこと。

法人概要	施設整備種別		<input type="checkbox"/> 社会福祉法人 <input type="checkbox"/> NPO法人 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 医療法人 <input type="checkbox"/> 株式会社・有限会社			
			<input type="checkbox"/> 小規模多機能型居宅介護 登録定員 名 宿泊定員 名 通い 名 <input type="checkbox"/> 看護小規模多機能型居宅介護 登録定員 名 宿泊定員 名 通い 名			
			その他併設施設			
			生活保護受給者の受け入れ <input type="checkbox"/> あり <input type="checkbox"/> なし			
	フリガナ 法人名 (計画者名)			法人 本部 所在地		
	フリガナ 整備施設名			整備 計画地 住所		
	設立 年月日			関連法人		
	役職	フリガナ 氏名又は人数				
	理事長			取引銀行		
	理事	人 ※理事長含む		資本金 (単位：千円)		
監事	人		従業員数	全職員 人	うち、 常勤職員 非常勤職員 人	
評議員	人					
法人の担当者	フリガナ 氏名			連絡先	電話	
	フリガナ 職名				携帯	
			FAX			
			E-mail			
現在の 介護保険 施設・事業所 (他道府県 分も記載)	施設種別	名称	定員	所在地	開始年月日	
本計画以外の整備計画（建設中のものを含む）の有無					<input type="checkbox"/> 有(別紙一覽) <input type="checkbox"/> 無	

建設 予 定 地 の 状 況	用途地域等	<input type="checkbox"/> 市街化区域 (用途地域：) 土地の現況 <input type="checkbox"/> 宅地 <input type="checkbox"/> 農地 <input type="checkbox"/> その他 () 敷地面積 m ² 許容建ぺい率 % (m ²) 許容容積率 % (m ²)		
	その他の 規制状況等	<input type="checkbox"/> 埋蔵文化財包蔵地域 <input type="checkbox"/> 生産緑地 <input type="checkbox"/> 傾斜地 <input type="checkbox"/> 土砂災害警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域 <input type="checkbox"/> 土砂災害危険箇所 <input type="checkbox"/> その他 ()		
		既存建物の有無	<input type="checkbox"/> 有 (種類：) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	
		取付道路の有無	<input type="checkbox"/> 有 (幅員： m) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無	
	境界確定(済)の有無	<input type="checkbox"/> 有 (全部・一部) <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 無 赤道の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 電気の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ガスの有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 水道の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 排水の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 その他 ()		
	土壌汚染・埋蔵文化財等の有無や農地法・都市計画法・市町村宅地開発条例等の土地利用に係る規制の有無、担当部局との調整状況及び今後の予定 <input type="checkbox"/> 有 () <input type="checkbox"/> 無 ()			
	土地権利関係 (予定を含む)	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 法人購入 <input type="checkbox"/> 借地 地代の有無 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償(月額 円) 登記の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
現在の土地 所有者	土地所有者名			
	法定相続人 (土地所有者が60歳以上の場合 記載)			
	法人との関係			
建設 予 定 建 物	建物権利関係 (予定を含む)	<input type="checkbox"/> 法人所有 <input type="checkbox"/> 法人購入 <input type="checkbox"/> 賃貸借 家賃の有無 <input type="checkbox"/> 無償 <input type="checkbox"/> 有償(月額 円) 登記の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(内容：) <input type="checkbox"/> その他 ()		
	現在の建物所有 者	建物所有者名		
		法定相続人 (建物所有者が60歳以上の場合 記載)		
		法人との関係		

本計画以外の整備計画において有とした法人のみ記載

年 月 日現在の計画一覧（他道府県分、建設予定も含む）

番号	施設種別	名称	定員	所在地	資金計画 (円)	
1					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	
2					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	
3					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	
4					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	
5					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	
6					整備費	
					備品費	
					土地購入費等	
					運転資金	
					法人事務費	

開設提案書（（看護）小規模多機能型居宅介護）

事業者名：

事業所名：

<p>(1)</p>	<p>事業参入理由</p>		
<p>(2)</p>	<p>整備予定地を選んだ理由</p>		
<p>(3)</p>	<p>日常生活支援の基本(どのような(看護)小規模多機能型居宅介護を作っていきたいか)</p>		
<p>(4)</p>	<p>(3) を実現するための具体的方策</p>	<p>日常のケア面</p>	
		<p>建物の建築上</p>	
<p>(5)</p>	<p>建物の構造、環境面における工夫と課題</p>		
<p>(6)</p>	<p>(5) の課題を解決する具体策</p>		

(7)	看取りに関する実施体制及び対応方針		
(8)	事故防止の実施体制及び対応方針		
(9)	虐待防止の実施体制及び対応方針		
(10)	苦情処理の実施体制及び対応方針		
(11)	災害対策・感染症予防等に関する実施体制及び対応方針		
(12)	サービスの質の向上のための取り組み及び具体策		
(13)	地域との連携・交流	地域住民との交流	現在どのように交流を図っているか
			今後どのように交流を図るか
		医療機関との連携	現在どのように連携を図っているか
			今後どのように連携を図るか
		高齢者支援センター及びケアマネジャーとの連携	現在どのように連携を図っているか
			今後どのように連携を図るか
(14)	職員の体制づくり	職員の募集方法	

	職員の研修方法	社内研修				
		社外研修				
		体験研修				
	職員へのストレスケアの取組					
	第三者評価 (20xx年度)	施設名	(評価機関)			
		さらなる改善が望まれる点	① ② ③	【改善への取組み】		
		施設名	(評価機関)			
		さらなる改善が望まれる点	① ② ③	【改善への取組み】		
	離職率 (20xx年度)			常勤	非常勤	合計
		法人全体 (介護従事者)		% (○名中○名)	% (○名中○名)	% (○名中○名)
離職率が高い、 2事業所		事業所名 A	% (○名中○名)	% (○名中○名)	% (○名中○名)	
		事業所名 B	% (○名中○名)	% (○名中○名)	% (○名中○名)	

		離脱防止対策				
		夜間の時間以外の職員配置		夜勤の職員配置		夜間の職員の基本的な待機場所
		看護師資格所有者数・訪問看護ステーションとの連携				
		管理者の経験年数	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護での管理者経験 ○年 ・その他介護サービス事業所・施設での管理者経験 ○年（どのような施設で何年経験したかを記載） 			

開設までのスケジュール

法人名： _____

年 月 日現在

		20xx年度											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
土地	購入等の手続き・各種調査、解体等												
設計・工事	設計・監理業務												
	契約・建築工事												
補助金・認可	補助協議・交付申請等												
	設置認可・指定申請等												
住民説明	自治会及び住民同意												
建築確認等	建築確認・消防署等との協議												
区市町村等	担当部署との協議・届出等												
職員	職員募集や研修												
入所者	入所受付、入所												

<東京都内示前に実施できない業務>
 入札・建設工事着工
 建築確認申請

誓約書

年 月 日

町田市長 様

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約するとともに、以下の項目についても相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、町田市が本誓約書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 町田市暴力団排除条例(平成25年3月町田市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- 2 暴力団を使用し、又は暴力団員等を雇用していないこと。

<input type="radio"/>	別紙①: 地域密着型サービス事業所向け(介護のみ)
<input type="radio"/>	別紙②: 地域密着型サービス事業所向け(介護・予防)
<input type="radio"/>	別紙③: 居宅介護支援事業所向け
<input type="radio"/>	別紙④: 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所向け

(該当に○)

別紙①： 地域密着型サービス事業所向け（介護のみ）
介護保険法第78条の2第4項

【介護保険法第78条の2第4項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

- 六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 七 申請者が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。
- 八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。
- 九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- 十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。
- 十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

誓約書

年 月 日

町田市長 様

申請者 (名称)

(代表者の職名・氏名)

申請者が別紙のいずれにも該当しない者であることを誓約するとともに、以下の項目についても相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、町田市が本誓約書をもって、関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 町田市暴力団排除条例(平成25年3月町田市条例第5号)第2条第3号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。
- 2 暴力団を使用し、又は暴力団員等を雇用していないこと。

	別紙①: 地域密着型サービス事業所向け(介護のみ)
○	別紙②: 地域密着型サービス事業所向け(介護・予防)
	別紙③: 居宅介護支援事業所向け
	別紙④: 介護予防・日常生活支援総合事業指定事業所向け

(該当に○)

別紙②： 地域密着型サービス事業所向け（介護・予防）
介護保険法第78条の2第4項及び第115条の12第2項

【介護保険法第78条の2第4項】

- 一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。
- 二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。
- 三 申請者が、第七十八条の四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。
- 四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長（以下この条において「所在地市町村長」という。）の同意を得ていないとき。
- 四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- 五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。
- 六 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。
- 六の二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消の日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第七十八条の十(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出又は第七十八条の八の規定による指定の辞退があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該届出に係る法人でない事業所（当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者又は当該指定の辞退に係る法人（当該指定の辞退について相当の理由がある法人を除く。）の役員等若しくは当該指定の辞退に係る法人でない事業所（当該指定の辞退について相当の理由があるものを除く。）の管理者であった者で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

【介護保険法第115条の12第2項】

一 申請者が市町村の条例で定める者でないとき。

二 当該申請に係る事業所の従業者の知識及び技能並びに人員が、百十五条の十四第一項の市町村の条例で定める基準若しくは同項の市町村の条例で定める員数又は同条第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていないとき。

三 申請者が、百十五条の十四第二項又は第五項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な地域密着型介護予防サービス事業の運営をすることができないと認められるとき。

四 当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとき。

四の二 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五 申請者が、この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の二 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

五の三 申請者が、保険料等について、当該申請をした日の前日までに、納付義務を定めた法律の規定に基づく滞納処分を受け、かつ、当該処分を受けた日から正当な理由なく三月以上の期間にわたり、当該処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等の全てを引き続き滞納している者であるとき。

六 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。)を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者(当該指定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該法人の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含み、当該指定を取り消された者が法人でない事業所である場合においては、当該通知があった日前六十日以内に当該事業所の管理者であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。)であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三 申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

七 申請者が、第百十五条の十九(第二号から第五号までを除く。)の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

七の二 前号に規定する期間内に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない事業所(当該事業の廃止について相当の理由があるものを除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

八 申請者が、指定の申請前五年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

九 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第六号まで又は前三号のいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人で、その役員等のうちに第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。

十一 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第六号まで又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

十二 申請者(介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。)が、法人でない事業所で、その管理者が第四号の二から第五号の三まで、第六号の二又は第七号から第八号までのいずれかに該当する者であるとき。

(看護)小規模多機能型居宅介護収支見込シミュレーション

名称:

(定員 登録 名 通い 名 宿泊 名)運営主体:

(単位:円)

項 目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備 考
稼働年月	～	～	～	～	～	
稼働率(平均)						
稼働率(通い)						
稼働率(宿泊)						
【収入】						
介護保険報酬						
宿泊費						@ ×定員×月数×稼働率
食費(通い)						@ ×定員×月数×稼働率
食費(宿泊)						@ ×定員×月数×稼働率
その他						
収入計 A						
【支出】						
給与費						改定率 年 %増
法定福利費						改定率 年 %増
福利厚生費						改定率 年 %増
委託料						〇〇費、××費
消耗品費・事務経費・保守点検費						△△費、□□費、××費
賃料(地代・家賃等)						月額〇〇〇,〇〇〇円
支払い利息等						年利〇.〇%
利用者実費負担費用						
その他						●●費
支出計 B						
減価償却前損益 C=A-B						
減価償却費 D						
減価償却後損益 E=C-D						
税金関係 F						法人税、固定資産税等
税引後損益 G=E-F						
借入金元金返済 H						
余 剰 金 I=C-F-H						
前年度繰越 J						
翌年度繰越金 K=J+I						

【注 意】

- ・施設整備費用は含めない。
- ・年度途中で開設の場合も、1年目から12ヶ月単位で作成すること。(7月開設ならば7月から翌年6月までの12ヵ月)
- ・稼働率は施設の種別や地域の実態に即して現実的な数値とし、1年目は85%以下、2年目以降は95%以下とすること。
また、稼働率の設定根拠を添付すること。
- ・要介護度は地域の実態に即して現実的な数値とし、介護保険報酬は本人負担(1割)分を含めること。
- ・法定福利費及び福利厚生費について、(看護)小規模多機能型居宅介護の会計とは別に母体法人で負担している場合はその旨を記入すること。
- ・利用者実費負担費用は、利用者本人が負担する費用とし、収入の食材費、その他の日常生活費の合計額と一致させること。
- ・減価償却は、(建築費(備品費)－補助金)÷財産の処分制限期間で計算すること。

●宿泊費積算根拠

--

●食費積算根拠

1人当たりの負担額

朝食	
昼食	
夕食	
合計	

○算定根拠

--

●給与費積算根拠

		人数 A	月給 B	月給計 C=A×B	賞与 D	賞与計 E=A×D	年額 C×12月+E
正社員	常勤(管理者)						
	常勤(計画作成担当者)						
	常勤						
	非常勤						
非正社員	常勤						
	非常勤						
合計							

○各種手当

--

○夜勤手当

--

職員一人当たり年額

正規	常勤	
	非常勤	
非正規	常勤	
	非常勤	

収支見込シミュレーション(オーナー)

名称 _____

(単位：円)

項目	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	備考
【収入】 賃料						
収入計 A	0	0	0	0	0	
【支出】 維持修繕費 管理費 諸経費 火災保険料 地代 支払利子						●●費 ××費、△△費 災害時火災保険 地主地代
支出計 B	0	0	0	0	0	
減価償却前損益 C=A-B	0	0	0	0	0	
減価償却費 D						定額法
減価償却後損益 E=C-D	0	0	0	0	0	
税金関係 F						固定資産税, 都市計画 税法人税, 法人住民税 事業税
税引後損益 G=E-F	0	0	0	0	0	
借入金元金返済 H						
余剰金 I=C-F-H	0	0	0	0	0	
前年度繰越 J		0	0	0	0	
翌年度繰越金 K=J+I	0	0	0	0	0	

※開設後の費用を記載すること。

※減価償却費は(建築費(備品費) - 補助金) ÷ 財産の処分制限期間で計算すること。

算定根拠

項目	算定式
【収入】 ●賃料	

事業費按分表

※水色セルに記入してください。

運営事業者:

整備区分:

年度進捗率	
年度進捗率	

		施設	全体	施設1	施設2	施設3	施設4	施設5	施設6
		床面積(m ²)							
		面積比(%)	0.00%						
費目		税抜金額	税込金額						
補助対象工事費	建築工事(下記以外)			0	0	0	0	0	0
	共通仮設工事			0	0	0	0	0	0
	電気設備工事			0	0	0	0	0	0
	昇降機設備工事			0	0	0	0	0	0
	給排水工事			0	0	0	0	0	0
	冷暖房設備工事			0	0	0	0	0	0
	現場管理費			0	0	0	0	0	0
	補正			0	0	0	0	0	0
補助対象工事費 計		0	0	0	0	0	0	0	0
補助対象外工事費	外構工事			0	0	0	0	0	0
	解体工事			0	0	0	0	0	0
	緑化工事			0	0	0	0	0	0
	補正			0	0	0	0	0	0
補助対象外工事費 計		0	0	0	0	0	0	0	0
その他経費	一般管理費			0	0	0	0	0	0
	設計監理費			0	0	0	0	0	0
	補正			0	0	0	0	0	0
	その他経費 計	0	0	0	0	0	0	0	0
備品費									
合計		0	0	0	0	0	0	0	0

※費目については、工事見積書に合わせて適宜加除修正等してください。

※諸経費のうち、現場管理費は補助対象工事費、一般管理費はその他経費に計上してください。分けられない場合は全てその他経費に計上してください。

※設計監理費は、補助内示前に契約を結んだ場合は補助対象外工事費の欄に計上してください。

※備品費は面積按分でなくとも構いません。各施設で利用する備品の金額をご記入ください。

※整備費補助を受けない施設が複数ある場合、1列にまとめて記載して構いません。

施設建設計画 事前チェックリスト

No.	土地の所在地	町田市	
	事業者(確認者)		
	調査期間	年 月 日 ~	年 月 日
■の内容については必ず記入のこと			
■事業区域(敷地面積)	■	m ²	
■建築物の規模(延床面積)	■	m ²	
■建築物の規模(高さ)	■	m	
■建築物の規模(階数)	■	階	
■建築物の主要用途	■		
■建築物の種別(新築・増築・改築・大規模な修繕・大規模な模様替え・用途変更)	■		
■用途地域	■		
【土地利用調整課】 804			
<input type="checkbox"/>	町田市宅地開発事業に関する条例	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市住みよいまちづくり条例	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市中高層建築物に関する指導要綱	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市市街地道路拡幅整備要綱	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市大蔵・綾部耕地整理地区土地利用整備要綱	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市市街化調整区域における適正な土地利用の調整に関する条例	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	中高層建築物等の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	町田市福祉のまちづくり総合推進条例	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	景観法	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
<input type="checkbox"/>	雨水浸透阻害行為(1000㎡以上)	【東京都都市整備局都市基盤部調整課】 <input type="checkbox"/> 鶴見川流域	<input type="checkbox"/> 境川流域 <input type="checkbox"/> 非該当
<input type="checkbox"/>	自然保護条例(敷地面積)	【東京都多摩環境事務所】 <input type="checkbox"/> 公有地 <input type="checkbox"/> 民地	<input type="checkbox"/> 250㎡未満 <input type="checkbox"/> 250㎡以上 <input type="checkbox"/> 1000㎡未満 <input type="checkbox"/> 1000㎡以上
【建築開発審査課】 805.806.807			
805	<input type="checkbox"/> 建築基準法上道路	<input type="checkbox"/>	確認済 <input type="checkbox"/> 未確認
	<input type="checkbox"/> 建築基準法	<input type="checkbox"/>	確認済 <input type="checkbox"/> 未確認
	<input type="checkbox"/> 建築協約	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 用途地域、その他都市計画情報	<input type="checkbox"/>	確認済 <input type="checkbox"/> 未確認
	<input type="checkbox"/> 土砂災害特別警戒区域	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 地区計画	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 生産緑地地区	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 風致地区	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 都市計画施設	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> その他の都市施設	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
806	<input type="checkbox"/> 相談カード(開発・宅造法)	<input type="checkbox"/>	提出済 <input type="checkbox"/> 未提出
807	<input type="checkbox"/> 用途変更(建築物)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 検査済証※用途変更、増改築該当有の場合のみ記入	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 検査済証取得年月日※取得している場合のみ記入	年 月 日	
	<input type="checkbox"/> 適法確認・相談※検査済証のない場合のみ記入	<input type="checkbox"/>	有 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 東京都安全条例、バリアフリー法・条例、駐車場条例	<input type="checkbox"/>	確認済 <input type="checkbox"/> 未確認
	<input type="checkbox"/> リサイクル法	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
【地区街づくり課】 804			
	<input type="checkbox"/> 街づくりプラン区域	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 街づくり団体活動区域	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 公共事業景観形成指針	<input type="checkbox"/>	要協議 <input type="checkbox"/> 協議不要
	<input type="checkbox"/> 建築協定	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 景観協定	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
【生涯学習総務課】 1004			
	<input type="checkbox"/> 文化財保護法	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
【農業委員会事務局】【農業振興課】 907			
	<input type="checkbox"/> 農地法	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 森林法	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
【環境資源部環境保全課】 702			
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法3条(有害物質使用特定施設の廃止)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法4条(切盛の合計3000㎡以上、30日前)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 土壌汚染対策法6条、11条(要措置区域・形質変更時要届出区域)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 環境確保条例第116条(有害物質取り扱い工場等の廃止時の汚染状況調査)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 騒音規制法で届出必要となる施設(第6条関係、30日前) (例)・原動機の定格出力が7.5kW以上の送風機 など	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 環境確保条例等で届出必要となる施設(第89条関係、30日前) (例)・20台以上の収容能力を有する駐車場 ・し尿処理施設(処理対象人数が201人以上) ・ボイラー(伝熱面積によっては、大気汚染防止法に基づき東京都に届出) ・水洗設備等のために地下水を揚水するための施設 など	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
	<input type="checkbox"/> 既存建物の建材での石綿含有の有無(床面積によっては東京都に届出)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無
【東京都多摩環境事務所】			
	<input type="checkbox"/> 環境確保条例117条(敷地3000㎡以上履歴調査)	<input type="checkbox"/>	該当 <input type="checkbox"/> 無

※ここに記載されている事項は、法定要件の全てではありません。